

火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高崎市等広域消防組合構成市町村長(以下「甲」という。)と高崎市等広域消防組合消防長(以下「乙」という。)が火災又は地震等の災害時(以下「災害時」という。)の消防活動に関し、群馬県中央生コンクリート協同組合(以下「丙」という。)に水の供給応援を要請する場合の必要事項を定めることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 この協定は、災害時において火災の消火のために甲が必要があると認めるときは、乙の要請により、丙に属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利への補水作業等の応援業務について定めるものとする。

2 乙は、災害の状況から判断して応援業務に緊急を認めるときは、前項の規定に関わらず丙に直接応援要請をするものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、消火活動を実施するうえで丙の応援が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、丙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由
- (2) 応援を必要とする車両数及び人数
- (3) 応援を必要とする日時及び補水場所
- (4) その他参考となる事項

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに乙に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した組合員(会社)名
- (2) 応援に従事した車両数及び人数
- (3) 応援に従事した日時及び補水場所
- (4) その他必要事項

(経費の負担)

第6条 第4条の規定による業務に要した費用は、甲の内災害の発生した市町村の長が負担するものとする。

なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第7条 丙の供給した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、乙に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のため運行を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法(昭和23年法律第186号)第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し甲乙丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成10年1月1日

(甲)

高崎市長 (印)
安中市長 (印)
群馬町長 (印)
箕郷町長 (印)
榛名町長 (印)
倉淵村長 (印)

(乙)

高崎市等広域消防組合

消防長 (印)

(丙)

群馬県中央生コンクリート協同組合

理事長 (印)